

# 令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	療育支援課
事業名称	障害児施設等通所交通費助成金		
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市障害者施設等通所交通費の助成に関する規則		
事業開始年月日	平成4年4月1日	最終制度改正年月日	令和3年4月1日
事業目的 (実現・達成したいこと)	障害児が障害児施設等に通所する際の交通費の助成を行い経済的な負担の軽減を図る。		
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	障害児施設等に通所している障害児及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を1か月5,000円を上限として助成する。		
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	障害児が障害児施設等に通所する場合、またその介護者が付き添って通所している場合に、その費用の一部を助成し、経済的な負担軽減を図る目的で実施。		
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	<p>H24年4月：18歳以下の障害児への助成を障害福祉課より移管</p> <p>H26年4月：消費税増税(3%→5%)に伴い自家用車の単価を改正</p> <p>R1年10月：消費税増税(8%→10%)に伴いJR運賃に倣い金額を規定している自家用車の単価を改正</p>		
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)	
	対象施設に通所する障害児とその介護者	通所方法・・・①公共交通機関、②自家用車、③障害児施設等が行う送迎	
		①1か月の運賃の1/2 ②自宅から施設までの距離(単価)×日数 ③送迎にかかる費用の1/2	
	助成限度額は5,000円、片道2キロ未満は対象外		

## 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	6,300	6,300	7,742	7,324
	うち一般財源	6,300	6,300	7,742	7,324
	決算(見込)額	6,473	6,318	6,527	-
対象者数・ 交付件数など	対象件数	629件	624件	660件	

### 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

### 業務量

繁忙期	6月～7月・12月～1月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	年2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0 人工	0.6 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	5 人	3 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

## 評価結果

所属名	療育支援課
事業名称	障害児施設等通所交通費助成金

### (1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	利用者の増加に伴い、事務量の増加が見込まれる。	年2回の助成事務について、事業者からの報告書提出を電子化し、申請のチェックを一部自動化して事務の軽減をはかる。
2 事業の継続性・持続可能性	—	—
3		
4		

### (2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事務負担	—	利用者増に応じた事務量の増に対応すべく、事務の効率化を進める。
2 事業の継続性・持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者数について約1.8倍増（H26～R1）と高い伸びとなっており、今後も伸び続ける見込みだが、詳細な見通しや、将来予測などがみられない。</li> <li>・障害者施設等通所交通費助成金と同一の規則に基づくが、近隣市と比べた場合、対象者を障害児とその保護者に拡大している点は本市独自であり、申請者数の増加に加えて市の財政負担が大きい。</li> </ul>	障害児サービスの利用者については近年大幅に増加しており、引き続き障害児とその保護者を助成対象とする場合でも、対象者となるべき要件などを精査し、障害者政策と連動しつつ持続可能な制度となるよう検討する。
3		
4		

## 取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		療育支援課			
事業名称		障害児施設等通所交通費助成金			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	事務負担	継続 令和4年度上期分の申請（後期）よりオンライン申請を開始し、メールで修正依頼を出すことにより一部効率化を図った。 オンライン申請の不備が多い部分の改善等、更なる事務の効率化を図れるよう検討する。	-	-	
2	事業の継続性・持続可能性	継続 助成対象者の見直しとして関係各課と調整をし、令和6年4月1日より、生活保護受給者への助成は、生活保護制度の中で一括して行うこととして、本制度の対象外となるよう規則改正を行った。対象者が行う手続きも簡素化されることになった。引き続き持続可能な制度となるよう検討する。	-	-	
3		-	-	-	
4		-	-	-	